

「市民のための裁判所をめざして」 —市民が求める裁判官・裁判所—

3月4日、弁護士会館5階502会議室で、東京三会、関弁連をはじめ多数の会員、市民が参加し、来賓には最高裁判所事務総局園尾隆司総務局長を迎えて、プレシンポジウムが開催された。

岩井重一東弁会長、高橋伸二関弁連理事長からの挨拶の後、園尾局長が「司法制度改革の嵐は、国民が裁判所に対してもっと強くあれ、活発であれと望んだことによるものであり、弁護士会と切磋琢磨して最大限の努力をしたい」と挨拶された。日弁連司法シンポジウム運営委員会一木剛太郎事務局長から6月24日の大阪でのシンポジウムの案内がなされた。

★★★★★テーマ1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会 について



<パネリスト>

- 堀野 紀 (下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員)
- 塩谷 國昭 (東京地域委員会委員)
- 池田 忠正 (東京地域委員会第2ブロック10県会担当委員)
- 中尾 正信 (日弁連司法シンポジウム運営委員会・副委員長)

※所属は池田氏が横浜弁護士会、その他は東京弁護士会

<コーディネーター>

- 川崎 達也 (第二東京弁護士会裁判官選考検討委員会委員長)

*敬称略

から十分な量と質の情報を出せるかが将来の課題。「不適任を排除する制度でなく裁判官も自己アピールを」との長谷川真理子委員のポジティブ論に感銘を受けた。**【池田委員】**裁判所は、弁護士会が国民に理解されるようになってきていることをもっと理解し、この制度の広報を。何十年の歴史になかった制度である。裁判官の受け止め方を知りたい。不適任になった裁判官情報の提供が弁護士からゼロでは困る、もっと弁護士が関心を。そして有識者委員には自立的活躍を。

第1部 報告

中尾副委員長から基調報告の後、各委員から地域委員会の活動状況と課題に関して、概要以下の報告がなされた。

【堀野委員】人事の秘密のベールがはがされ、人事の透明性が運用面で画期的に改革された。人の人生を左右する厳粛な気持ちである。これから育てていく制度なので、弁護士がもっと関心を持ち、国民が期待する裁判官とは、という視点からの的確な情報提供が必要。

【塩谷委員】再任候補者の調査活動に加わった経験を振り返って、今、候補者名簿を見ると時代が変わったと実感する。委員会でも十分な審議をしているか、弁護士

第2部 意見交換会

1. 人事評価

人事評価制度と指名諮問委員会は車の両輪である。裁判所として全く新しい制度であるが内部で動揺はない。難しい人事評価というものを安定させていきたい。思想信条の差別による任官再任拒否はしづらくなる。委員会と最高裁の意見が違えば情報が開示される。

2. いわゆる重点審議者

重点審議者とする根拠が不十分で資料を追加してもらった例や当初は重点審議者ではなかった裁判官が委員会審議で重点対象に追加された例がある。

3. 裁判官の評価資料

約180人の対象者ごとに所属長が全体像が分かるように評価をA4一枚にまとめてあり、相当厳しく書かれている。資料と審議を密にしつつ評価基準を深める必要。再任されてきたのが疑問の人ありと外部委員の声。

4. 面接問題

規則上は事実確認のための面接ができるのに行なわれていず、手続規定もない。何のため何を聞くのか、弁明の機会等を含め、今後事務局が原案作成へ。

5. 地域委員会の情報収集活動等

再任適否の情報提供期間が1か月の現状。東京三会が2月25日付で3か月以上前に名簿を会へ送付するよう委員会へ要望。地域委員会はこれを受けて指名諮問委員会へ。任期満了情報はプライバシーではない。早い段階で公表されたい。園尾局長から「必要があるなら協議の対象としていくことになる。重点審議者は広め

に選定されていると思う。新任の面接は最高裁の6人の局長が組織として実施し人事局長から指名諮問委員会に具体的に報告している。再任の面接は今はないが、いずれも形成途上の制度ゆえ、より良いものにしていきたい」との回答。

6. 弁護士任官

情報収集は、3年間の事件リストに沿って相手方代理人、担当裁判官・検察官等の関係者から収集し、質量とも随分集まっている。弁護士が一步違うところに行くという前向きな発想で捉えれば、不採用は恥にならない。

弁護士任官の資料として重要なのは、関係者の推薦文、弁護士経験、動機、局長面接の詳細な顛末、判事補への任官につき研修所時代の成績等が重要である。総合的に、国民が許容できる最低限の質は確保されているのではないかと。

(裁判官選考検討委員会委員長 三羽 正人)

★★★★★テーマ2 ご存じですか？ 地裁・家裁委員会 —より利用しやすい裁判所とするために—



地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会の役割・設置の経緯

司法制度改革の一環として、2001年6月12日に発表された司法制度改革審議会最終意見書は、「裁判所運営への国民参加」として「家庭裁判所委員会の充実、地方裁判所での同委員会と同様の機関の新設など、裁判所運営について、広く国民の意見等を反映することが可能となるような仕組みを導入すべきである」と提言し、これを受け、最高裁判所は、2003年4月2日、裁判所規則により「地方裁判所委員会」を新規に設置し、従来の「家庭裁判所委員会」を見直し、リニューアルをした（いずれも2003年8月1日施行）。

この両委員会は、裁判所を市民に身近で利用しやすいものとするために設けられた諮問委員会で、国民委員（市民委員）の意見が反映するように、裁判所・検察庁関係者、弁護士委員のほか一般市民から選ばれた過半数を超える市民委員で構成されている。国民の

<パネリスト>

◇東京地方裁判所委員会委員

- 唐津 恵一（新日鐵化学（株）経営企画本部総務部長）
- 小粥 節子（東京簡易裁判所所属調停委員）
- 畠中 薫里（政策研究大学院大学助教授）
- 丸山 陽子（保護司）
- 我妻 学（東京都立大学法学部教授）
- 渡辺 雅昭（朝日新聞東京本社法務セクション）
- 田内 正宏（東京地方検察庁総務部長）
- 池田 耕平（東京地方裁判所刑事部所長代行）
- 高木 國雄（東京弁護士会会員）
- 保田眞紀子（第一東京弁護士会会員）※コーディネーター
- 小野 正典（第二東京弁護士会会員）

◇東京家庭裁判所委員会委員

- 後藤 弘子（千葉大学大学院専門法務研究科教授）
- 堀川 末子（東京弁護士会会員）
- 伊藤 正義（第一東京弁護士会会員）
- 杉井 静子（第二東京弁護士会会員）※コーディネーター

<司会>

- 松森 宏（東京弁護士会会員） *敬称略

司法参加という観点からも重要な意味をもつ委員会である。

東京地・家裁委員会の活動・現状

東京では、東京地裁委員会・東京家裁委員会が設置され、以来1年7か月、活動し(すでに地裁委員会は6回、家裁委員会は5回開催されている)、弁護士委員は市民委員との信頼への基盤を作り、市民委員の新鮮な視点からの意見を引き出す努力などをし、成果を上げてきている。

東京三弁護士会では、三会バックアップ協議会を設置し、各委員会の設置趣旨に合うように、問題点等について、東京地・家裁委員会の弁護士委員が十分に実情を把握して真剣な意見を述べられるように簡裁調停員や家事調停員との懇談会を開くなどをし、マスコミにもその存在・役割と活動に関心を持ってもらうため、司法記者クラブとの懇談会を開き広報活動をしてきた。

しかし、残念ながら、地・家裁委員会の存在すら知らない一般市民、そして弁護士も多いといわれており、広報活動を一層充実する必要がある。

パネルディスカッション 地・家裁委員の意見

東京三会は関弁連と共催して、一般市民や弁護士の方々に、地裁委員会・家裁委員会について理解をし、興味・関心をもって協力していただくため、東京地・家裁委員会の活動報告とともに、今後の委員会の活動・在り方(さらなる活性化・充実化が求められている)を考えるため、両委員会の委員の方々によるパネルディスカッションを行なった。

なお、説明・報告用資料として、司法制度改革審議会最終意見書の抜粋(12頁・98頁)、日弁連「地方裁判所委員会って何? 家庭裁判所委員会はどう変わる?」、両委員会の規則、東京地・家裁委員会の委員名簿、弁護士委員からの活動報告書、三会バックアップ協議会の議事録を配付した。

1. バックアップ協議会の議長が、パネリストの紹介と地・家裁委員会の設置の経緯・役割を説明し、地裁委員会の小野委員が同委員会の活動報告(簡裁の民事の実情・裁判員・市民の苦情とその対応等)についての裁判所からの説明・意見交換など)をし、家裁委員会の堀川委員が同委員会の活動報告(東京家裁の概況説明、東京家裁八王子支部の現状・新庁舎についての委

員からの説明・要望等、家事調停員・家裁調査官について裁判所との意見交換など)をした。

2. 弁護士委員(地裁委員会の保田委員、家裁委員会の杉井委員)がコーディネーターとなり、パネリストの委員の方々から、委員会に参加しての感想および今後の活動に関する意見を述べてもらった。各委員の発言は貴重なものが多かった(紙数の関係で全てをご紹介できないのは残念である)。

3. 特筆したいのは、地裁委員会からは、市民委員12名のうち6名、裁判所から池田委員、検察庁から田内委員がパネリストとして出席され、同委員会の雰囲気そのままに、活気ある意見や感想を述べられ、シンポジウム参加者の興味・関心を強く惹くことができたことである。なお、家裁委員会の伊藤委員から「家裁委員会も、地裁委員会ほどではないが、市民委員の方々とも非常に活発な意見交換ができるようになっており、いろいろな提案や意見表明をしてきており、有意義なものとなっている」との報告もされた。

4. 会場の市民の方からは「市民と裁判所はすごく遠い」という意見がでた。また「裁判官や職員に対する要望はどのような方法で提出できるのでしょうか」という質問があり、パネリストの池田委員から「事務局総務課広報担当が受け付け、対応すべきものについては、各部署に仕分けをして取り次ぐなどをしている」との具体的な回答がなされた。

5. 全国の地・家裁委員会の状況・今後の委員会の在り方について地裁委員会の高木委員がまとめられ、会場にみえていた園尾最高裁判所総務局長から「裁判所というのは国民に身近だと幾ら言っても、国民に密着することができない存在」なので「裁判所と国民の間の距離を埋めることができるのは弁護士会である」との話があった。

6. 時間的制約があり、委員の意見の一部しか聞けなかったが、本プレシンプは、地・家裁委員会についての一般市民・会員等の認識・関心を高め、また委員の方々はその認識を新たにし、その一層の発展・充実を目指す契機となり、有意義なものであった。

(東京三会地・家裁委員会バックアップ協議会議長 松森 宏)